

公衆無線LANし放題 利用規約

ソフトバンクモバイル株式会社

第1章 総則

第1条(規約の適用)

1. 本規約は、ソフトバンクモバイル株式会社(以下「当社」といいます。)が、3G 通信サービス契約約款に定める S!ベーシック(i)のオプションサービスとして提供する「公衆無線LANし放題」の利用に関し適用されるものとします。
2. 利用者は「公衆無線LANし放題」の利用にあたり、本規約および 3G 通信サービス契約約款が適用されるものとします。
3. 本規約に定める内容と3G 通信サービス契約約款との間に齟齬が生じた場合、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。
4. 当社は、当社所定の方法にて利用者に通知することにより本規約を変更することがあります。その場合、「公衆無線LANし放題」の提供条件は変更後の規定によるものとします。

第2条(用語の定義)

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1)「公衆無線LANし放題」(以下「本サービス」といいます。)とは、ソフトバンクテレコム株式会社が提供する「BB モバイルポイント」を利用したソフトバンクモバイル株式会社の公衆無線 LAN サービスであり、提供区域において、無線 LAN 機器を使用してインターネット接続を行う電気通信サービスをいいます。
- (2)「利用契約」とは、本サービスを利用するための本規約に基づく契約をいいます。
- (3)「申込者」とは、当社に利用契約の申込をした者をいいます。
- (4)「利用者」とは、申込者のうち、当社との間で利用契約が成立した者をいいます。
- (5)「提供区域」とは、無線基地局設備取扱所において無線基地局設備から電波の届く範囲をいいます。
- (6)「無線基地局設備」とは、無線回線を収容するために設置される交換設備(その交換設備に接続される設備を含みます。)をいいます。
- (7)「無線基地局設備取扱所」とは本サービスが利用できる場所として当社が指定する取扱所(http://bbmp.softbanktelecom.co.jp/business/wlan/area_list/index.html)をいいます。ただし、ローミングエリアは除きます
- (8)「無線回線」とは、無線基地局設備と無線LAN機器との間に設置される電気通信回線をいいます。
- (9)「電気通信サービス」とは、電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、または電気通信用設備を他人の通信の用に供することをいいます。

第2章 利用契約

第3条(利用契約の単位)

当社は、申込者の 3G サービス(i)およびソフトバンクモバイルオフィス(i)の契約者回線ごとに1つの利用契約を締結します。この場合、利用者は1つの利用契約について1人に限られます。

第4条(申込の資格)

3G 通信サービス契約約款に定める 3G サービス(i)契約者およびソフトバンクモバイルオフィス(i)契約者が S!ベーシック(i)の申込を行った場合に、本サービスの利用契約の申込があったものとみなします。

第5条(利用契約の成立)

第4条(申込の資格)に規定する利用契約の申込があった場合、当社はこれを承諾します。

第3章 サービスの提供

第6条(本サービスの提供区域)

1. 当社は提供区域において本サービスを提供します。
2. 提供区域は追加、削除等により変更される可能性があること、および当該提供区域の変更に関し当社は何らの責任も負うものではないことを利用者は予め承諾します。

第7条(通信)

本サービスはIEEE802. 11bまたはIEEE802. 11gに準拠するインターフェースにより通信を行うことができます。ただし、当社は、そのインターフェースに規定する符号伝送速度を保証しません。

第8条(無線回線による制約)

本サービスにおいては、次の各号の理由により、無線回線を利用した通信の伝送速度が低下もしくは変動する状態、符号誤りが発生する状態または本サービスが全く利用できない状態となることがあります。

- (1) 無線回線に係る回線距離および無線基地局設備の設備状況
- (2) 他の電気通信サービスに係る電気通信回線設備からの信号漏洩による電波障害および電波干渉等
- (3) 電気製品および特殊医療機器等からの電磁波等の発生による電波障害および電波干渉等
- (4) 遮蔽物による電波障害
- (5) 無線LAN機器の故障

第9条(利用の制限)

1. 当社は、技術上やむを得ない理由等により、事前の通知なく、無線基地局設備の点検または全部もしくは一部を移設、増設もしくは減設することがあります。この場合、提供区域であっても本サービスの提供を行うことができなくなる場合があります。
2. 無線基地局設備には同時接続可能数に限りがあるため、最大同時接続数を超えた場合は利用できません。また、同時に接続する利用者の利用状況等により最大同時接続数が異なる場合があります。
3. 利用者が本サービスを通じて閲覧しようとする情報のアドレスが、児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が提供する児童ポルノアドレスリストに該当する場合、本サービスにおいて提携している他事業者が当該情報の閲覧が制限することがあります。また、当該他事業者が児童ポルノに該当するとして閲覧を制限した情報は、本サービスにおいても閲覧が制限されることがあります。
4. 端末機器の機種によっては、一部の提供区域で本サービスをご利用できない場合があります。

第4章 利用料金等

第10条(利用料金等)

本サービスの利用料金は無料とします

第5章 利用者の責務等

第11条(サービスの利用)

1. 利用者は、本サービスの利用およびその結果につき一切の責任を負うものとします。万一、利用者による本サービスの利用に関連または起因して、他の利用者または第三者から当社に対して何らかの請求、訴訟その他の紛争が生じた場合、当該利用者は、自らの費用と責任において当該紛争を解決し、当社に経済的負担が生じた場合にはこれを賠償するものとします。
2. 無線基地局設備取扱所によっては利用場所や営業日、営業時間により本サービスの利用が制限されることがあります。また、無線基地局設備取扱所以外において本サービスを利用してはならないものとします。

第12条(ID・パスワードの管理)

1. 本サービスの利用に関して利用者に ID およびパスワード(以下「ID 等」といいます。)を付与するが、利用者はこの ID 等を管理する責任を負います。
2. ID 等を用いて本サービスの利用が開始された場合、その後ログアウトまでの一連の通信は ID 等が付与された利用者自身の正当な権限をもって行われているものとみなします。また、当社は、ID 等の使用上の過誤や第三者の使用による損害の責任を負いません。
3. ID 等の譲渡、名義変更はできません。

第13条(禁止事項)

1. 利用者は本サービスの利用にあたって 3G 通信サービス契約約款別記に定める不適切な行為を行ってはならないものとします。
2. 前項に規定する行為があったと当社が認めた場合は、3G サービス契約約款の利用に係る契約者の義務の規定に違反したものとみなして、3G サービス契約約款を適用します。
3. 利用者が本サービスを利用することができる端末機器は、当社が別紙 1 において指定するものに限るものとします。

第14条(端末機器の管理等)

1. 利用者は本サービスを利用するために必要な端末機器を自己の費用と責任をもって維持するものとします。
2. 本サービスは、公衆の場における、かつ、無線回線を用いたサービスであることに鑑み、利用者は、端末機器にセキュリティ対策を施す等、自己の費用と責任において十分な注意を払う必要があります。
3. 前2項に定める端末機器の管理等がなされなかったために利用者が本サービスを利用できなかった場合または第三者より被害を受けた場合であっても、当社は一切責任を負わず、また料金等の減額・返還等には応じないものとします。

第6章 本サービスの停止等

第15条(利用者側事由による本サービスの提供停止)

3G 通信サービス契約約款に基づき、3G サービス(i)およびソフトバンクモバイルオフィス(i)の利用停止があった場合は、本サービスも利用停止となります。

第16条(責任の制限)

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、すべての提供区域において本サービスが全く利用できない状態(本サービスの利用に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間を超えてその状態が継続したときに限り、利用者の損害賠償請求に応じるものとします。
2. 前項の場合における損害賠償の範囲は、利用者が本サービスをすべての提供区域において全く利用できない状態にあった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)に応じて算出するものとします。また、前項の損害賠償の範囲は、利用者に現実発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつその総額は、利用者が本サービスをすべての提供区域において全く利用できない状態にあった時間に相当する利用料金相当額を上限とします。当社は、いかなる場合においても、

かかる額を超えて損害賠償義務を負わないものとします。

第17条(免責)

1. 当社は、利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性その他いかなる事項に関する保証も行わず、かかる情報等に起因して生じた損害について責めを負わないものとします。
2. 当社は、本規約等の他の条項にかかわらず、天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益および間接損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。
3. 当社は、本規約の変更により利用者が有する設備の改造または変更等を要することとなった場合であっても、その費用を負担しないものとします。
4. 当社は、前条および本規約に明示的に定める場合の他、利用者に対して一切の損害賠償責任および利用料金等の減額・返還の義務を負わないものとします。

第7章 利用契約の終了

第18条(利用者が行う利用契約の解約)

3G 通信サービス契約約款に定める S!ベーシック(i)の利用契約の解約があった場合は、本サービスも解約となります。

第19条(利用契約の終了)

次の事項に該当する場合は、何ら意思表示なく当然に本サービスの利用契約も終了するものとします。

- (1) S!ベーシック(i)の申込が取り消される等、3G サービス(i)およびソフトバンクモバイルオフィス(i)の利用契約が成立しなかった場合
- (2) 利用者の S!ベーシック(i)の利用契約が終了した場合

第20条(当社が行う利用契約の解除)

当社は、3G 通信サービス契約約款に定めるところにより利用契約を解除できるものとします。

第21条(個人情報の取り扱い)

当社は、ご利用者に係る個人情報について、別途当社ホームページにて掲示するプライバシーポリシーに従って取扱うものとします。

発行日：2008年11月 4日

更新日：2011年 2月18日

ver1.1

更新日:2011年 4月28日

以上

別紙 1

当社が指定する通信機器

- ・ iPhone

以上